

「市長と一緒にティータイム」対話概要

団体名	nekotosiawase(猫と幸せ)
実施日時	令和8年1月21日(水) 午後2時～午後3時30分
実施場所	市役所 第一応接室
出席者	nekotosiawase(猫と幸せ) 5名 市 3名
テーマ	飼い主のいない猫の問題

意見交換

neko : ある住宅街では、近隣住民が飼い主のいない猫に餌を与え続けたことで、猫が他の家の庭やベランダへ入りこむようになり、糞尿や鳴き声の被害が発生しました。その猫は、不妊手術を受けておらず、少なくとも2度の出産が確認されています。被害を受けた方は、餌やりをしている方に改善を求めましたが、自分の飼い猫ではないことから、不妊手術を受けさせるつもりはないと拒否され、続く糞尿や鳴き声へのストレスから体調を崩してしまいました。被害者から相談を受けた私達は、猫捕獲器の貸し出しと動物病院の紹介を行い、その方が費用を負担して母猫の不妊手術を行いました。飼い主のいない猫の問題を、被害者個人の負担で解決しているのが現状です。

市長 : 動物に対する無責任な餌やりが、猫の繁殖による地域の環境問題につながることは認識しています。市では、広報紙やホームページ、自治会への回



覧などによる周知啓発に取り組んでいるほか、相談の電話等を受けた場合には、現地確認を実施し、保健所と協力しながら、餌やりをする方への指導を行っています。また、不妊手術をされる場合には公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」が利用できますので市へご相談ください。

neko : 猫は1年に最大3回出産し、数年で大きく増えるため、ある地域では、猫の数が増え、自治会としても放置できない状況になってしまいました。自治会が対策の必要性を感じ立ち上がったため、不妊手術の方法や費用などについてアドバイスしたところ、地域で対策に取り組み、現在では地域猫活動を積極的に行っています。

neko : 罨にかかり足を失ってしまった猫がいます。管理不十分な罨の設置は、命に重大な危険を及ぼす動物虐待行為です。

市長 : 危険な罨の規制については、県で周知をしていますが、市からの周知も検討します。

neko : 他市では、空き家で猫が出産する事例がありました。市役所に相談に行き、保健所や自治会の方達と連携し、その空き家に入り、猫を捕獲して不妊手術をすることができました。捕獲して不妊手術をし、元の場所へ戻して地域で見守る地域猫活動こそが、猫を増やさず、市民の不満も減らす方法だと考えます。



市長 : 本市でも、市民の方から同様のご連絡を受けた場合には、現地確認を行い、保健所や千葉県動物愛護推進員、自治会等と連携を取りながら対応を進めていますので、まずは市にご相談ください。

neko : 一般的に、保護猫の譲渡には条件があり、単身者や65歳以上の方への譲渡を断る団体もありますが、私達は、単身者や高齢の方にも譲渡し、定期的に連絡を取り、猫の様子だけでなく、飼い主の体調なども確認することで見守りを行うという取り組みをしていきたいと思っています。譲渡対象の幅を広げることで不幸な猫が減り、猫とともに元気で暮らす高齢者が増えるといった、人も猫も幸せな社会を目指しています。



市長 : 活動をされる中で、高齢者の異変などに気づいた場合には、状況に応じて福祉部門と連携して安否確認を行いますので、市へ連絡をお願いします。

neko : 猫を幸せにするための資金として、ふるさと納税の活用を検討してください。猫の不妊手術や保護活動に使える安定した財源を作ることで、市の負担を増やさず、継続的な支援が可能になります。

市長 : 市では、猫に関するご要望のうち最もニーズの多い不妊手術費の補助につ

いて、現在、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠を活用しています。この事業は市の財政負担がないことから、現時点でふるさと納税の活用は考えていませんが、今後もニーズを注視し、先進自治体の事例を調査・研究していきます。

neko : 以前、猫を捕まえ、不妊手術をして元の場所に放すという活動を個人で行った際に、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金を利用しましたが、申請に関する書類の作成などを全て自分で行う必要があり、簡単ではないと感じました。

市長 : 袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金は、税金を財源として交付するものですので、書類等を正確に作成して申請いただく必要があることをご理解ください。この補助金は、地域の皆さんから猫に関する相談が寄せられたため創設したのですが、現在は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠を活用していますので、今後の補助金のあり方については検討する必要があると考えています。



neko : 私は海浜公園の猫をゼロにすることを目指して活動しており、少しずつ減少してきましたが、以前、海浜公園に、猫が遺棄されてしまいました。猫の遺棄は犯罪ですが、警察は動いてくれませんでした。監視カメラを設置すれば、猫の遺棄防止だけでなく不審者対策にも効果があると考えられるので、海浜公園の管理会社に設置するようお願いしましたが断られてしまいました。

市長 : 海浜公園は県の公園で、その管理は指定管理者が行っていますので、市からも、お話しいただいたことをお伝えします。

neko : 犬は登録制度がありますが、猫には登録制度がありません。

市長 : 犬の登録は、狂犬病予防法に基づき、犬の所有者を明確にするために行っているもので、猫は対象ではありません。犬を登録することにより、どこに飼育されているかを把握でき、狂犬病が発生した場合には、迅速かつ的確に対応することができます。

neko : 改正動物愛護管理法が施行され、ペットショップなど事業者には、販売する犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。私たちは譲渡する猫にマイクロチップを必ず装着し、飼い主となった方にはご自身の住所や氏名などの飼い主情報を登録してもらっています。

市長 : 飼い主が、最後まで責任を持って飼うことが必要です。猫の問題は、遺棄がすべての始まりだと思いますので、飼い主が目の前の命に対して責任を取るという考えを持ち、猫の遺棄をなくすことが一番大切です。



neko : 田舎では、高齢者が餌をあげたり、空き家で猫が出産したりして、猫の数が増えてしまうことがあります。不妊手術について説明しても、費用負担が発生すると聞くと、うちの猫ではないと拒否されてしまいます。餌をあげることの問題や、不妊手術により増やさないようにすることの必要性を説明しても聞く耳を持ってもらえません。地域猫に関する勉強会等を行い、地域の皆さんの意識を高めることが必要です。

市長 : 2月に、環境学習講座の一つとして、船橋で地域猫活動をされている方を講師に招き、セミナーを実施する予定です。

neko : 行政と地域の皆さんが協力し合える体制ができると良いと思います。

市長 : 本日は、皆様のご意見をお聞かせいただきありがとうございました。